

令和7年（ワ）第36723号 損害賠償請求事件

原告 部落解放同盟 外9名

被告 示現舎合同会社 外2名

原告ら準備書面2

(被告準備書面(2)への反論)

2026年9月24日

東京地方裁判所民事31部乙合D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

河村 健 夫



同

山本 志 都



同

指宿 昭 一



同

中井 雅 人



本書面において、原告らは、令和8年6月3日付被告示現舎合同会社（以下「被告示現舎」という。）及び被告宮部龍彦（以下「被告宮部」という。）準備書面（2）（前訴判決をそのまま本件に当てはめられないこと）（以下「被告宮部ら準備書面（2）」という。）に対し、必要な限度で認否・反論を行う。

第1 「第1 本書面の要旨」の誤り

被告官部らは、「前訴判決をそのまま本件に当てはめられない」と主張する。

しかし、一次訴訟東京高判は、「全国部落調査」に関しては差止対象が同一であり、確定した裁判例であるから、その規範部分は本件にも妥当する（訴状 第4〔14～17頁〕）。

なお、原告らは、一次訴訟と同様、必要な限度で個人原告の個別立証を別途行う。

第2 「第2 前訴判決の効力と、いつの事情で判断するか」の誤り

被告官部らは、「原告らは、本件の当事者、対象著作物、各個人原告の事情、及び本件口頭弁論終結時の事実関係に即して、請求を支える事実を具体的に主張立証していない。」と主張する。

しかし、本件口頭弁論は未だ終結していない。また、訴状において本件の当事者（訴状第1）、対象著作物（訴状第2）、各原告の権利侵害（訴状第3～第4）を主張立証している。

したがって、被告官部らの主張は失当である。

なお、原告らは、一次訴訟と同様、必要な限度で個人原告の個別立証を別途行う。

第3 「第3 前訴判決の前提の変化」の誤り

被告官部らは、「国立国会図書館デジタルコレクション、自治体史及び行政資料のデジタル化、高精度OCR、生成AI、AIを用いた調査・抽出・照合技術により、散在する公刊資料から地名、施設名、支部名、行政事業名等を取り出し、相互に照合し、一覧化する作業は、以前よりはるかに容易になった。」と主張する。

しかし、上記主張を前提にすると、一次訴訟東京高判が判示する「③インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本

位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあること」は、ますます妥当する。

そして、そうしたことに鑑みると、「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない以上、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、上記の人格的な利益を侵害するものである。」という一次訴訟東京高判判示もまたますます明白な状態になっているといえる。

第4 「第4 前訴確定判決の効力の範囲と差止めの限界」の誤り

1 「1 最高裁決定と『差別されない権利』の誤り

被告宮部らは、「前訴高裁判決は、…主な争点に対する判断において、「差別されない権利の内実是不明確であるから、同権利を侵害されたとの1審原告らの主張は採用することができない」と判示している（甲13）。」と主張する。

しかし、被告宮部らの誤読である。

一次訴訟東京高判が、「差別されない権利の内実是不明確であるから、同権利を侵害されたとの1審原告らの主張は採用することができない。」と記載しているのは、原判決の引用である（原判決31頁1行目から5行目までの引用。）。そして、一次訴訟東京高判は、「原判決25頁18行目の『本件地域一覧の公開』を『本件地域情報の公表』に改め、同頁22行目から31頁5行目までを次のとおり改める。」と判示し、上記原判決の引用箇所を明確に否定している。

したがって、一次訴訟東京高判は、「差別されない権利の内実是不明確であるから、同権利を侵害されたとの1審原告らの主張は採用することができない」という原判決

を明確に否定しており、被告宮部らの主張は誤りである。

2 「2 原告解放同盟の請求は前訴判断を超えて認められないこと」の誤り

被告宮部らは、「任意的訴訟担当が認められるには、本来の権利者からの訴訟追行権の授与、訴訟信託禁止や弁護士代理原則を潜脱しないこと、及びこれを認める合理的必要性を要する」等、任意的訴訟担当に関する主張をしている。

しかし、原告解放同盟は、任意的訴訟担当として請求しているわけではなく、原告解放同盟が有する差別されない権利及び業務遂行権（人格権）に基づき請求している（訴状 第3・2～3）。

したがって、被告宮部らの主張は失当である。

3 「3 約10年にわたり広い差止めを認める立法がないこと」の誤り

被告宮部らは、部落差別の解消の推進に関する法律は、「その制定から本件時点まで約10年が経過しているが、国会は、地域情報の公表を一般的に禁止する立法も、団体に広い差止請求権を与える立法もしていない。」と主張する。

しかし、2016年の部落差別解消推進法成立・施行以降、各地で部落差別解消推進条例が成立・施行されており、部落差別解消推進のための立法は着実に広がっている。法律の成立・施行以降に制定された条例は例えば以下がある（他にも、法律施行以前から条例が存在する例、存在する条例を改正した例も相当数ある。）。

	自治体名	条例名	施行年月日	特徴
1	兵庫県 たつの市	たつの市部落差別の解消の推進に関する条例	2018年 4月1日	部落差別解消推進法を受けて成立した全国初の条例（2017年12月25日成立）。
2	兵庫県 加東市	加東市部落差別の解消の推進に関する条例	2018年 9月26日	市の条例制定告知ウェブページには「情報の進展によって、インターネット上に差別を助長するような情報が掲載されるといふ問題も発生しており…このような状況のもと…市議会で可決されました。」とある。
3	福岡県	福岡県部落差別の解消の	2019年	県の条例制定告知ウェブページには「従来

		推進に関する条例	3月1日	からの差別発言や差別落書きに加え、情報化の進展による状況の変化に伴い、インターネット上での差別書き込みや電子版「部落地名総鑑」の問題など新たな部落差別事象が発生しています。…こうしたことから…改正し…条例を制定しました。」とある。
4	奈良県	奈良県部落差別の解消の推進に関する条例	2019年 3月22日	部落差別解消推進法を受けて新規成立した全国初の都道府県条例。
5	兵庫県 神河町	神河町部落差別の解消の推進に関する条例	2019年 12月9日	
6	和歌山県	和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例	2020年 3月24日	第3条において部落差別の禁止を明文化。同条第1項では「インターネットを通じて…部落差別を行ってはならない」と規定。
7	三重県	差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例	2022年 5月19日	包括的な人権条例であるが、部落差別解消推進法を含むいわゆる人権三法を受けて制定された条例である。県が公表している逐条解説では第4条2項は、いわゆる「部落地名総鑑」の発行・配布などの禁止についての規定だとしている。第23条では「インターネットを通じて行われる人権侵害行為の防止」が規定。
8	埼玉県	埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例	2022年 7月8日	第3条において部落差別の禁止を明文化。同条第1項では「図書、地図その他資料の公表又は流布、インターネットの利用による情報の提供…部落差別を行ってはならない」と規定。

上記特徴欄にも記載したように、被告官部らが行っている「全国部落調査」の公開や被差別部落所在地等晒し行為を立法事実としたり（部落差別解消推進法の立法事実自体に被告官部らの行為が含まれている）、そうした行為を明文で規制しようとしたりしている。

したがって、被告官部らの主張は失当である。

4 「4 誰が表現したかによって扱いを変えることはできないこと」の誤り

被告官部らは、「特定の主体による同種情報の扱いは許され、被告らによる扱いだけが禁止されるという結論は、明確な基準なしには許されない。」と主張する。

しかし、「被告らによる扱いだけが禁止される」というのは、都合のよい自己正当化が過ぎる。

一次訴訟東京高判は、被告らの客観的行為について違法であるとし、差止や損害賠償請求を認容した。「被告ら」「だけ」を問題にしているわけではない。本件被告らの客観的行為も同様に違法である。

したがって、被告官部らの主張は失当である。

第5 「第5 本件差止め請求は対象が不明確で広すぎること」の誤り

被告官部らは、「本件請求の趣旨第1項は、別紙書籍目録記載著作物について、出版、販売、頒布、ウェブサイト掲載、放送、映像化等の一切の方法による公表を禁止するものである。これは、前訴判決が採った範囲限定を超えるものであり、前訴判決を根拠に認められるものではない。」と主張する。

しかし、個人原告が属する都道府県の範囲を超えて差止を認めることができないとする判断は、以下のとおり、一次訴訟東京高判が判示する人格権（差別されない権利）に関する判断と矛盾しており、本二次訴訟において是正されるべきである。

1 全体の差止めが人権保障を実効化するために必要である

東京高判は、部落差別は差別されない権利を侵害するものであることを前提としながら、『全国部落調査』による地名の公表・流通について、「一定の者にとっては、実

際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになる」(23～24頁)としている。つまり、本件地域一覧の公表に関しては、実効的に差別されない権利を保障するためには、「不安感」や「おそれ」を払拭することが必要なのである。

部落差別は、地域社会に根ざし、生まれながらにしてその地域周辺の偏見などにさらされるという形のものもあるが、就職や結婚などの人生の節目にあたって、本人の出身地域や先祖・親族の本籍地や住所などのデータをもとに、関連する地区が被差別部落であるかどうかを調査・検索することを契機として行われることも多い。そのような差別の実態からすれば、調査・検索の対象となる、被差別部落とされる地区の地名一覧は、まさに差別しようとする者が差別意識を醸成し、差別事案が生起するための必要不可欠なツールとなる。

1975年、「人事極秘・部落地名総鑑」と題する資料が、主に企業を対象に販売されていることが発覚し、その後の調査により、同種の資料が少なくとも8種類存在し、延べ223社の企業がこれを購入したことが判明した。この「部落地名総鑑」といわれる書籍には、被差別部落の名称、所在地、戸数及び主な職業などが都道府県別に記載されており、これを購入した企業は、採用の際や従業員の身元調査等にこれを利用していた。法務省は、1989年7月頃まで、各法務局を通じて部落地名総鑑を購入した企業を探し出し、購入ルートなどを調査する一方、各企業が購入した部落地名総鑑を回収し、これを焼却処分した。このことについては、地裁判決も高裁判決も認定したとおりである。そして、『全国部落調査』は、国がその危険性ゆえに回収したこの書籍と実質的に同じデータが含まれたものである。

たとえ、一部の記載について差止めがなされようと、そのような性質の書籍やデータが流通すること自体によって、原告らの「不安感」や「おそれ」は依然として残存し続ける。そして、その「不安感」や「おそれ」は原告らの気の持ちようでどうにかなるものではなく、たとえ一部について記載がなくても書籍やデータが流通すれば、

身元調査を行う前提が存在し続けることになるから実際の権利侵害の危険が非常に高い。仮に現在の自分が直接には差別の対象になっていなかったとしても、同様の境遇にある者が差別を受けているという状況の中では、差別の矛先がいつ自分に向くかもしれないという「不安感」や「おそれ」は決して払拭されない。差別を受ける恐怖から原告らが自由になるためには、全体の差止めが認められなければならない。

2 部落差別を誘発する情報を排除すべきである

東京高判は、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の人格的利益の侵害の有無を検討するにあたって、①部落差別は我が国の歴史的過程で形成された身分差別であり、明治4年の太政官布告により制度上の身分差別はなくなったものの、今日においてもなお本件地域の出身者等であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が解消されていないことから認められる当該問題の根深さ、②本件地域の出身等であるという理不尽、不合理な理由に基づく不当な扱い（差別）がこれを受けた者のその後の人生に与える影響の甚大さ、そして、③インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあることという3つの事情を指摘し、これらに鑑み、結果的に人格的利益の侵害を肯定している。この判示は、①部落差別自体の性質（差別意識の払拭は難しく被差別部落の問題は根深いこと）、②被差別者の受ける被害の大きさ（人生に影響を与えるほど甚大な被害が発生すること）、③現代の差別事案の特徴・状況（情報化社会において識別情報の摘示を中心とする差別事案は増加していること）という3側面から、インターネットで識別情報が流通することの危険性や権利侵害の大きさ・回復の困難さに触れており、本件のような類型の事案によって生じる人格権の侵害に関する考慮事項として、まさに的を射たものである。

しかし、このように解するのであれば、部落差別を誘発する情報が流通すること自

体が直接的に人格権を侵害すると結論すべきであって、東京高判のように都府県単位で差止めの範囲を限定することはあまりにも中途半端である。

3 東京高判が認める「人格的な利益」は個人の尊厳を根拠とする

憲法13条は「すべて国民は、個人として尊重される」と規定し、尊厳をもった個人を尊重するという意味から、最高裁判決も憲法13条は個人の尊厳を保障するものであることを認めている（同条について「個人の尊厳と人格の尊重を宣言したもの」とした最判昭23年3月24日など）。そして、ある存在が人格として認められるためには、他の存在が有する目的を実現するための有用性によってのみその存在意義を測られるのではなく、それ自体が固有の存在意義・目的を有するかけがえのない存在でなければならないのである。そのような人格として存在するためには、それぞれに自律的選択に基づく活動の自由が認められなければならない。

東京高判が、部落差別について「差別される者の人間としての尊厳を否定するものに等しく、許容することができないものであること」（21～22頁）を出発点として、人格権の侵害の有無について論じたことに鑑みれば、原告らの個人の尊厳が損なわれる可能性のある被告官部らの行為については差止請求権が認められなければならない。

とすれば、本件地域一覧については、掲載された地名と原告らとの個別の関連性の有無を問わず、全体について差止めが認められるべきである。

以上